

相続税の改正案について

現在、改正の時期は未定（平成 27 年 1 月 1 日以降の相続から適用予定）ですが、以下が相続税の改正が予定されている改正項目となっております。以下の改正が行われると相続税の納税義務者や納税額が増える事になります。

※当改正案は、国会で審議されている法律案であるので、必ず改正が行われるというものではありません。

I、基礎控除額の改正

現行	5,000 万円	+	1,000 万円	×	法定相続人の数
改正後	3,000 万円	+	600 万円	×	法定相続人の数

上記の金額を超える財産をお持ちの場合、相続税がかかってくることになります。

E x) 相続人 1 人で財産が 5,000 万円の場合

現行 $5,000 \text{ 万円} - (5,000 \text{ 万円} + 1,000 \text{ 万円} \times 1 \text{ 人}) = 0 \text{ 円}$

改正後 $5,000 \text{ 万円} - (3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 1 \text{ 人}) = 1,400 \text{ 万円}$

となり、改正後については、相続税の納税の必要が発生してしまいます。

II、死亡保険金に係る非課税限度の対象者の改正

現行	500 万円	×	法定相続人の数
改正後	500 万円	×	※法定相続人の数

※未成年者、障害者又は相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者に限る。

E X) 相続人 2 人で生命保険金を 800 万円貰った場合（内 1 人が被相続人と生計別）

現行 $800 \text{ 万円} - (500 \text{ 万円} \times 2 \text{ 人}) = 0 \text{ 円}$

改正後 $800 \text{ 万円} - (500 \text{ 万円} \times 1 \text{ 人}) = 300 \text{ 万円}$ （相続財産）

※生計を一にするかどうかの判定は所得税と同じです。

III、相続税の税率構造の改正

現行			改正後		
課税財産（基礎控除後）	税率	控除額	課税財産（基礎控除後）	税率	控除額
1,000 万円以下	10%	-	1,000 万円以下	10%	-
1,000 万円超 3,000 万円以下	15%	50 万円	1,000 万円超 3,000 万円以下	15%	50 万円
3,000 万円超 5,000 万円以下	20%	200 万円	3,000 万円超 5,000 万円以下	20%	200 万円
5,000 万円超 1 億円以下	30%	700 万円	5,000 万円超 1 億円以下	30%	700 万円
1 億円超 3 億円以下	40%	1,700 万円	1 億円超 2 億円以下	40%	1,700 万円
			2 億円超 3 億円以下	45%	2,700 万円
3 億円超	50%	4,700 万円	3 億円超 6 億円以下	50%	4,200 万円
			6 億円超	55%	7,200 万円

IV、未成年者控除・障害者控除の改正

相続税額から控除される未成年者控除及び障害者控除の控除額の拡大が図られています。

(未成年者控除)

現行	20 歳までの 1 年につき 6 万円
改正後	20 歳までの 1 年につき 10 万円

(障害者控除)

現行	85 歳までの 1 年につき 6 万円（特別障害者については 12 万円）
改正後	85 歳までの 1 年につき 10 万円（特別障害者については 20 万円）

以上、相続税の改正案について、簡単に見て行きましたが、項目 IV 以外の改正案は、納税義務者の範囲の拡大や相続税納付額の増額に繋がる改正案となっております。このことから、生前贈与（連年贈与対策・贈与税の配偶者控除・住宅取得資金の贈与等）による相続税対策の必要性が以前にも増して重要となってきています。